

1. 申請者全員が提出する書類

	提出書類	留意事項	発行機関等
1	修士課程就学支援制度申請書 (様式1)	記入要領を参照し、 申請者本人 が記入すること。 ※授業料免除制度と同時に申請する場合は、指定の箇所にチェックを入れて申告ください。	
2	家庭状況調書 (様式2) ※授業料免除制度と共通様式	記入要領を参照し、申請者本人が記入すること。 家族全員を記載し、世帯主からみてそれぞれの家族が同居か別居かを記載すること。 ※家族構成と状況を把握するための基本となる書類です。	
3	住民票 (住民基本台帳) ※原本 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○本人及び同居している全員が記載されたもの (世帯全体が記載されている『住民票謄本』) を提出すること。 ○本人が家族と別の住所に住民票がある場合は本人の住民票も必要。 ※マイナンバーの記載がない住民票を提出すること。	市区町村役場
4	所得課税証明書、収入及び課税額に関する他の証明書 ※原本 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○現在、市区町村役場で取得出来る最新の所得課税証明書 (昨年度の所得が記載されているもの) を取得すること。 ※所得額・課税額両方が明記されていること。 ○所得課税証明書は所得の有無に関わらず家庭状況調書 (様式2) の「就学者を除く家族」欄に記載した家族全員分を提出してください。 ※収入のない方の分も必要です。(無職の場合も所得が「0」であることが証明できますので提出要) ※マイナンバーの記載がない証明書を提出してください。	市区町村役場
5	直近1年間の収入に関する証明書 ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○「就学者を除く家族」欄に記載した <u>家族全員</u> の収入の証明を提出してください。 ※収入のない方の分は不要です 【給与所得者】 平成30年(2018年) 源泉徴収票 【給与所得者以外(自営業、農業等)】 確定申告書(控)及び損益計算書等収入支出内容が分かるもの (例:青色申告決算書、平成30年分(2018年)収支内訳書等) *確定申告の際に、税務署に持参・郵送により申告を行った場合は、 <u>税務署の受付印があるもの</u> 。 <u>インターネットで電子申告により行った場合は、申告内容確認票に受付番号が入ったものの写しか、送信した際に送られてくる「受信通知又」を添付すること。</u> ※マイナンバーの記載がない証明書を提出してください。	勤務先

2. 該当するのみ提出する書類

(1) 前表5の収入に関する証明書について、下表のいずれかに該当する場合は、それぞれの書類を提出してください。

	提出書類	留意事項	発行機関等
1	年金・恩給等の受給者 ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○最新の年金額決定通知書、又は年金振込通知書(はがき)のコピー *年金や恩給を複数受給している場合は全ての年金種別毎のコピーを提出すること。 *1年間に給付を受ける総額(年額)が分かる証明であること。	市区町村役場 社会保険事務所等
2	生活保護受給世帯(生活扶助費受給者) ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○最新の生活保護受給額決定通知書のコピー 又は支給額が確認できる書類	社会保険事務所等
3	無職者(失業者) ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○雇用保険受給資格者証明書の両面コピー又は失業給付金給付明細書のコピー	職業安定所

(2) 特別控除に係る書類(該当する項目がある場合は、それぞれの書類を必ず提出してください)

	提出書類	留意事項
1	就学者(本人は除く)がいる世帯 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○兄弟・姉妹等が <u>高等学校、専修学校</u> 及び各種学校(予備校、職業訓練校、その他)または、大学、短大等に就学している場合はそれらの機関の <u>在学証明書の原本</u> 、又は <u>学生証のコピー</u> を提出してください。小学校・中学校の就学者の分は不要です。
2	心身障害者又は原爆被爆者がいる世帯 ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○障害者手帳等または原爆被爆者手帳のコピー
3	長期療養者がいる世帯(6ヶ月以上療養した方) ※原本 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○医師からの <u>診断書のコピー</u> 及び診断書に記載の傷病にかかった医療費の <u>領収書のコピー</u> ※診断書は病名、治療期間が記載されていること ※領収書は平成30年(2018年)の1月1日～平成30年(2018年)12月31日の治療費支払分であること。また、 <u>6か月以上治療が継続されていたこと</u> 。 ○治療費の一覧表 ※領収書が複数枚に及ぶ場合は「長期療養者領収書一覧」を記入して領収書と一緒に提出してください。大学HPよりダウンロード可
4	学資負担者が死亡した世帯 ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○死亡が確認できる証明書のコピー 例)除籍妙本、死亡診断書、埋葬許可書等のいずれか

5	本人又は学資負担者が被災した世帯 ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	○被災証明書及び被害証明書（被害金額が記載されたもの）のコピー
6	母子・父子家庭 ※コピー可 ※授業料免除申請にて提出した場合は本制度で提出する必要はありません。	母子・父子家庭であることが確認できる書類のコピー 例) 戸籍全部事項証明書・寡婦年金の源泉徴収票又は決定通知書 ※給与源泉徴収票の寡婦欄は証明書として受付できません。 ※マイナンバーの記載がない証明書を提出してください。

- 3 上記1. 2. 以外にも大学が必要と認めた場合は、各種証明書類の提出を求めることがあります。また、必要に応じてコピー可の必用書類に関しても、原本の提示を求める場合があります。

提出先・問い合わせ窓口

香美キャンパス 学生支援課

〒782-8502 香美市土佐山田町宮ノ口 185 TEL : 0887-53-1118 FAX : 0887-57-2000

永国寺キャンパス 学生支援課

〒780-8515 高知市永国寺町 2 番 22 号 TEL : 088-821-7200 FAX: : 088-821-7101